

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	釧路市 児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	本事務は、児童手当法の規定に基づき、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする方に当該手当を支給している。 番号法においては、第9条第1項別表項番81に基づき、児童手当法による児童手当支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 また、マイナポータルの電子申請機能による申請の受領を行う。
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） ・番号法第9条第1項 別表の81の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) (第2条の表における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の内容)に「児童手当法による児童手当の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市こども保健部こども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	釧路市こども保健部こども支援課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4540
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請時に申請者からの記入を可能な限り促し、マイナンバー登録が必要な場合の住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、申請内容や登録内容については複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットシステムの利用については、機器へのログイン、システムへのログイン、ともに事前に登録された個人ごとのパスワードが必要となっており、システムへのログインについては前記に加えて静脈認証も必要となっている。以上のことから、当該対策については「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども保健部次長 柏木 恭美	こども保健部次長 井上 真二	事後	重要な変更にあたるため（人事異動）
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成27年8月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたるため（計数の見直し）
平成31年3月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども保健部次長	課長	事後	重要な変更にあたるため（人事異動、様式変更）
平成31年3月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成29年4月1日 時点	平成31年2月22日時点	事後	重要な変更にあたるため（計数の見直し）
平成31年3月7日	IV リスク対策 1～9	該当なし	必要な事項について記載	事前	様式変更
令和4年9月15日	I-1-② 事務の概要	省略	最後尾に「また、マイナポータルの電子申請機能による申請の受領を行う。」の記述を追加	事前	申請管理システム導入に係る変更
令和4年9月15日	I-1-③ システムの名称	1. 児童手当システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 児童手当システム 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 申請管理システム	事前	申請管理システム導入に係る変更
令和4年9月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	
令和4年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	なし	3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・別表第二省令第40条	事前	公金受取口座情報取得について令和4年10月11日から試行運用が始まるため
令和7年2月25日	I-1-② 事務の概要	本事務は、児童手当法の規定に基づき、児童を養育している方に児童手当若しくは特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校終了前の児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする方に当該手当等を支給している。 番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 また、マイナポータルの電子申請機能による申請の受領を行う。	本事務は、児童手当法の規定に基づき、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする方に当該手当を支給している。 番号法においては、第9条第1項別表項番81に基づき、児童手当法による児童手当の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 また、マイナポータルの電子申請機能による申請の受領を行う。	事後	児童手当法の改正および番号法の改正に係る変更
令和7年2月25日	I-3 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第44条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・別表第二省令第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） ・番号法第9条第1項 別表第一の81の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	番号法の改正に係る変更
令和7年2月25日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、30、87の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項（74、75の項）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表（第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（42、125、141、161の項） （第2条の表における情報照会の根拠） ：第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務の内容）に「児童手当法による児童手当の支給に関する事務」が含まれる項（106、107の項）	事後	番号法の改正に係る変更
令和7年2月25日	II しきい値判断項目 1～2	令和4年8月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたるため（計数の見直し）
令和7年2月25日	IV リスク対策 8	-	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11	-	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更